

Q11

不登校の児童生徒は通級による指導の対象となりますか。

A 通級による指導の対象となるのは、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の児童生徒であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもことになります。

不登校の状態にある児童生徒についても、通常の学級の授業におおむね参加しており、障害により一部特別な指導を必要とする場合は、通級による指導の対象となるものと考えられます。

ただし、不登校の状態にある児童生徒については、教育相談機関や教育支援センター（適応指導教室）等、様々な支援策も考えられることから、どのような支援が最も効果的かを考慮し、通級による指導の対象とすることが適切か検討することが必要です。